

## 国立大学法人琉球大学年俸制（Ⅱ）適用教員給与規程

（ 令和 2 年 2 月 2 0 日  
制 定 ）

### （目的）

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第1条第2項の規定に基づき、同項第2号及び第3号に規定する年俸制（Ⅱ）適用教員（以下「年俸制（Ⅱ）適用教員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （給与の種類）

第2条 年俸制（Ⅱ）適用教員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とする。

- 2 前項に定める基本年俸、業績給及び諸手当のほか、学長が必要と認めるときは、給与として一時金を支給することができる。
- 3 一時金の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### （基本年俸）

第3条 基本年俸は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「事業年度」という。）を基本期間とし、その者の学歴、免許・資格及び職務経験等を考慮して決定し、その額は別表第1（以下「教育職基本年俸表（Ⅱ）」という。）に定める号数に対応する額とする。

- 2 基本年俸は、その額の1/2分の1の額を本給月額とし、これを毎月支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業年度の中途において新たに年俸制（Ⅱ）適用教員となった者及び労働契約の期間が1年に満たない年俸制（Ⅱ）適用教員の基本年俸は、第1項及び第2項の規定により決定される基本年俸を基礎に、年俸制（Ⅱ）適用教員となった日から事業年度の末日または任期満了の日のうちいずれか早いほうの日までの期間に応じて決定し、前項に準じて支給する。

### （基本年俸の改定）

第4条 基本年俸の号数は、3年に1度（初回を令和6年とし、その後3年ごと）、1月1日（以下「改定日」という。）に、当該日の属する事業年度の前3事業年度に実施された業績評価（国立大学法人琉球大学における業績評価に関する規則に基づく業績評価をいう。以下同じ。）の評価結果に応じて、改定することができる。

- 2 前項の規定により年俸制（Ⅱ）適用教員の基本年俸を改定するか否か及び改定する場合の号数は、同項に規定する事業年度における業績評価の評価結果が良好である者の改定の号数を1/2号数（職務の級が5級である年俸制（Ⅱ）適用教員にあつては、原則として9号数）とすることを標準として学長が別に定める基準に従い決定する。
- 3 前項に定める標準の号数より上位の号数の区分（以下この条において「上位区分」という。）が適用される者については、学長からの依頼を受けた各学部長等が第1項に規定する業績評価の評価結果に基づき推薦を行い、学長がこれを決定する。
- 4 55歳を超える年俸制（Ⅱ）適用教員に関する第2項の規定の適用については、前項に規定する上位区分に決定された場合に限り行うことができる。ただし、改定日の1年または2年前の1月1日において55歳を超えない者の基本年俸の改定については、学長が別に定め

る。

- 5 年俸制（Ⅱ）適用教員の基本年俸の改定は、その属する職務の級における最高の号数を超えて行うことができない。
- 6 年俸制（Ⅱ）適用教員の基本年俸の改定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（業績給）

第5条 業績給は、業績給基本手当及び業績給加算手当とする。

- 2 業績給は、給与規程第2条第1項の表中給与の種類欄に掲げる期末手当及び勤勉手当に対応する給与の支給日欄に掲げる日に支給する。

（業績給基本手当）

第6条 業績給基本手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する年俸制（Ⅱ）適用教員に対して支給する。この場合において、給与規程第48条第1項後段の規定を準用する。

- 2 業績給基本手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した年俸制（Ⅱ）適用教員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。）において年俸制（Ⅱ）適用教員が受けるべき本給月額、本給の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を、また次の表1に定める年俸制（Ⅱ）適用教員にあっては、本給月額、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を加算した額、次の表2に定める年俸制（Ⅱ）適用教員にあっては、本給月額に同表の区分に応じ同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額を基礎額として、100分の120を乗じて得た額（次の表2に定める年俸制（Ⅱ）適用教員のうち管理職手当の区分が2種の者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表3に定める割合を乗じて得た額とする。

表1

職務の級	加算割合
5級	100分の15（学長が別に定める者にあつては100分の20）
4級・3級	100分の10（職務の級4級の者のうち学長が別に定める者にあつては100分の15）
2級（学長が別に定める者に限る。）	100分の5

表2

管理職手当の区分	職務の級	加算割合
2種	5級	100分の15
3種		100分の10

表 3

在 職 期 間	割 合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

3 給与規程第 4 8 条第 3 項から第 5 項までの規定は、業績給基本手当の支給に準用する。

(業績給加算手当)

第 7 条 業績給加算手当は、基準日に在職する年俸制（Ⅱ）適用教員に対して支給する。この場合において、給与規程第 4 9 条第 1 項後段の規定を準用する。

2 業績給加算手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき本給月額、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額を基礎額（以下「業績給加算手当基礎額」という。）として、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び基準日の属する事業年度の前の事業年度に実施された業績評価の評価結果に基づいて学長が別に定める割合（基準日以前 6 箇月以内に国立大学法人琉球大学職員就業規則（以下「規則」という。）第 5 5 条に規定する懲戒処分又は規則第 5 6 条に規定する訓告等を受けた者等にあつては、学長が別に定める割合）を乗じて得た額とする。この場合において、業績給加算手当の総額は、前項の職員の業績給加算手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に 1 0 0 分の 1 1 0（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 1 3 0）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月 1 5 日以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 9 5
5 箇月以上 5 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 9 0
4 箇月 1 5 日以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
4 箇月以上 4 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 7 0
3 箇月 1 5 日以上 4 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月以上 3 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 5 0
2 箇月 1 5 日以上 3 箇月未満	1 0 0 分の 4 0
2 箇月以上 2 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 3 0
1 箇月 1 5 日以上 2 箇月未満	1 0 0 分の 2 0
1 箇月以上 1 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日以上 1 箇月未満	1 0 0 分の 1 0
1 5 日未満	1 0 0 分の 5
零	0

- 3 前項に定める業績評価の評価結果に基づいて学長が別に定める割合のうち、標準より上位の割合を適用する者については、学長からの依頼を受けた各学部長等が前項に規定する業績評価の評価結果に基づき推薦を行い、学長がこれを決定する。
- 4 給与規程第48条第3項の規定は、同項第1号中イ、ロ、ニ及びホを「休職者（規則第22条第1項の規定により休職にされている職員（給与規程第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて業績給加算手当の支給に準用する。
- 5 給与規程第48条第4項及び第5項の規定は、業績給加算手当の支給に準用する。

（諸手当）

第8条 第2条に規定する諸手当は、外部資金獲得手当及び給与規程第2条第1項の表に定める手当（期末手当、勤勉手当及び大学教員に適用されない手当を除く。）とする。

（外部資金獲得手当）

第8条の2 外部資金獲得手当は、研究代表者又は研究分担者（契約書等により確認できる者に限る。）として科学研究費、受託研究費及び共同研究費（以下この条において「外部資金」という。）に係る間接経費（以下この条において「間接経費」という。）を受け入れた者に支給する。

2 外部資金獲得手当の額は、一の事業年度に研究代表者として受け入れた間接経費（研究分担者へ配分した額を除く。）及び研究分担者として受け入れた間接経費の総額（以下この条において「手当算定基礎額」という。）に10分の1を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。ただし、その額が200万円を超えるときは、200万円とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する間接経費は手当算定基礎額から除くものとする。

- (1) 人件費としての用途が認められていないもの
- (2) 1件当たりの受入金額が30万円未満のもの
- (3) 治験を目的とするもの

(4) 外部資金に係る事業等の契約日又は交付決定日において年俸制（Ⅱ）適用教員以外の身分であり、当該身分で受け入れたもの

4 外部資金獲得手当は、原則として対象となる事業年度の翌事業年度の6月30日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日になるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

5 前項の規定にかかわらず、対象となる事業年度のうちにおいて退職した年俸制（Ⅱ）適用教員には、すみやかに支給するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、外部資金獲得手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（給与規程の準用）

第9条 この規程に定めるもののほか、年俸制（Ⅱ）適用教員の本給月額を支給及び諸手当の額の決定等については、給与規程の規定を準用する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、年俸制（Ⅱ）適用教員の給与に関し必要な事項は、

学長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から令和2年10月31日までの間に年俸制（Ⅱ）適用教員となった者の令和3年1月1日における号数は、教育職本給表（一）の適用を受ける教員の昇給に準じて調整することができるものとする。
- 3 令和2年6月1日及び同年12月1日を基準日とする業績給加算手当については、給与規程附則（令和2年2月20日）第4条第2項の規定を準用する。

#### 附 則（令和3年2月22日）

この規程は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。なお、改正後の第8条の2の規定は、契約日又は交付決定日が施行日以降である外部資金に係る事業等に対し適用する。

#### 附 則（令和4年2月16日）

この規程は、令和4年2月16日から施行する。ただし、改正後の第6条の規定は令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和5年2月15日）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年2月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 施行日に在職する職員（施行日前に退職した者のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定めるものを含む。以下同じ。）に対する改正後の別表第1の規定は、令和4年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（令和4年12月1日を基準日とする業績給加算手当に関する特例）

第2条 施行日に在職する職員に対する令和4年12月1日を基準日とする業績給加算手当の支給に関する改正前の第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは「100分の115」と、「100分の125」とあるのは「100分の135」とする。

（給与の内払）

第3条 この規程による改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

別表第1 教育職基本年俸表（Ⅱ）（第3条第1項関係）

（令和4年4月1日適用（改定後））

職務 の級	2 級		3 級		4 級		5 級	
	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額
1	2,575,200	214,600	3,288,000	274,000	3,832,800	319,400	4,750,800	395,900
2	2,601,600	216,800	3,322,800	276,900	3,866,400	322,200	4,777,200	398,100
3	2,628,000	219,000	3,355,200	279,600	3,902,400	325,200	4,804,800	400,400
4	2,653,200	221,100	3,388,800	282,400	3,937,200	328,100	4,834,800	402,900
5	2,678,400	223,200	3,418,800	284,900	3,974,400	331,200	4,858,800	404,900
6	2,702,400	225,200	3,446,400	287,200	4,002,000	333,500	4,888,800	407,400
7	2,728,800	227,400	3,472,800	289,400	4,033,200	336,100	4,914,000	409,500
8	2,752,800	229,400	3,499,200	291,600	4,060,800	338,400	4,942,800	411,900
9	2,780,400	231,700	3,529,200	294,100	4,093,200	341,100	4,963,200	413,600
10	2,808,000	234,000	3,556,800	296,400	4,124,400	343,700	4,992,000	416,000
11	2,835,600	236,300	3,584,400	298,700	4,155,600	346,300	5,019,600	418,300
12	2,864,400	238,700	3,614,400	301,200	4,190,400	349,200	5,046,000	420,500
13	2,888,400	240,700	3,640,800	303,400	4,224,000	352,000	5,062,800	421,900
14	2,917,200	243,100	3,664,800	305,400	4,245,600	353,800	5,088,000	424,000
15	2,944,800	245,400	3,687,600	307,300	4,272,000	356,000	5,114,400	426,200
16	2,972,400	247,700	3,708,000	309,000	4,300,800	358,400	5,140,800	428,400
17	2,996,400	249,700	3,733,200	311,100	4,324,800	360,400	5,166,000	430,500
18	3,032,400	252,700	3,754,800	312,900	4,350,000	362,500	5,193,600	432,800
19	3,068,400	255,700	3,777,600	314,800	4,375,200	364,600	5,220,000	435,000
20	3,105,600	258,800	3,798,000	316,500	4,396,800	366,400	5,248,800	437,400
21	3,139,200	261,600	3,817,200	318,100	4,418,400	368,200	5,272,800	439,400
22	3,174,000	264,500	3,846,000	320,500	4,438,800	369,900	5,300,400	441,700
23	3,207,600	267,300	3,871,200	322,600	4,456,800	371,400	5,328,000	444,000
24	3,242,400	270,200	3,900,000	325,000	4,470,000	372,500	5,355,600	446,300
25	3,272,400	272,700	3,922,800	326,900	4,486,800	373,900	5,378,400	448,200
26	3,302,400	275,200	3,946,800	328,900	4,508,400	375,700	5,404,800	450,400
27	3,332,400	277,700	3,970,800	330,900	4,528,800	377,400	5,428,800	452,400
28	3,362,400	280,200	3,999,600	333,300	4,551,600	379,300	5,454,000	454,500
29	3,393,600	282,800	4,024,800	335,400	4,573,200	381,100	5,479,200	456,600
30	3,420,000	285,000	4,048,800	337,400	4,593,600	382,800	5,505,600	458,800
31	3,445,200	287,100	4,071,600	339,300	4,612,800	384,400	5,532,000	461,000
32	3,472,800	289,400	4,093,200	341,100	4,633,200	386,100	5,556,000	463,000
33	3,498,000	291,500	4,114,800	342,900	4,652,400	387,700	5,578,800	464,900
34	3,524,400	293,700	4,137,600	344,800	4,672,800	389,400	5,602,800	466,900

職務 の級	2 級		3 級		4 級		5 級	
	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額
35	3,553,200	296,100	4,156,800	346,400	4,690,800	390,900	5,630,400	469,200
36	3,579,600	298,300	4,174,800	347,900	4,711,200	392,600	5,655,600	471,300
37	3,608,400	300,700	4,192,800	349,400	4,724,400	393,700	5,680,800	473,400
38	3,624,000	302,000	4,216,800	351,400	4,743,600	395,300	5,703,600	475,300
39	3,643,200	303,600	4,240,800	353,400	4,760,400	396,700	5,726,400	477,200
40	3,660,000	305,000	4,263,600	355,300	4,778,400	398,200	5,748,000	479,000
41	3,679,200	306,600	4,285,200	357,100	4,789,200	399,100	5,772,000	481,000
42	3,685,200	307,100	4,308,000	359,000	4,807,200	400,600	5,793,600	482,800
43	3,691,200	307,600	4,329,600	360,800	4,825,200	402,100	5,814,000	484,500
44	3,697,200	308,100	4,350,000	362,500	4,844,400	403,700	5,835,600	486,300
45	3,706,800	308,900	4,371,600	364,300	4,858,800	404,900	5,858,400	488,200
46	3,718,800	309,900	4,392,000	366,000	4,878,000	406,500	5,878,800	489,900
47	3,727,200	310,600	4,410,000	367,500	4,893,600	407,800	5,900,400	491,700
48	3,739,200	311,600	4,430,400	369,200	4,912,800	409,400	5,922,000	493,500
49	3,748,800	312,400	4,448,400	370,700	4,929,600	410,800	5,942,400	495,200
50	3,759,600	313,300	4,467,600	372,300	4,944,000	412,000	5,962,800	496,900
51	3,768,000	314,000	4,485,600	373,800	4,959,600	413,300	5,983,200	498,600
52	3,777,600	314,800	4,506,000	375,500	4,975,200	414,600	6,006,000	500,500
53	3,790,800	315,900	4,518,000	376,500	4,983,600	415,300	6,024,000	502,000
54	3,800,400	316,700	4,536,000	378,000	4,994,400	416,200	6,043,200	503,600
55	3,808,800	317,400	4,552,800	379,400	5,005,200	417,100	6,062,400	505,200
56	3,817,200	318,100	4,570,800	380,900	5,016,000	418,000	6,081,600	506,800
57	3,823,200	318,600	4,586,400	382,200	5,026,800	418,900	6,100,800	508,400
58	3,831,600	319,300	4,603,200	383,600	5,036,400	419,700	6,115,200	509,600
59	3,842,400	320,200	4,617,600	384,800	5,047,200	420,600	6,130,800	510,900
60	3,852,000	321,000	4,635,600	386,300	5,058,000	421,500	6,145,200	512,100
61	3,862,800	321,900	4,651,200	387,600	5,068,800	422,400	6,158,400	513,200
62	3,874,800	322,900	4,666,800	388,900	5,078,400	423,200	6,170,400	514,200
63	3,888,000	324,000	4,684,800	390,400	5,090,400	424,200	6,182,400	515,200
64	3,901,200	325,100	4,702,800	391,900	5,103,600	425,300	6,194,400	516,200
65	3,908,400	325,700	4,713,600	392,800	5,114,400	426,200	6,201,600	516,800
66	3,921,600	326,800	4,726,800	393,900	5,125,200	427,100	6,211,200	517,600
67	3,930,000	327,500	4,738,800	394,900	5,137,200	428,100	6,222,000	518,500
68	3,943,200	328,600	4,750,800	395,900	5,148,000	429,000	6,232,800	519,400
69	3,950,400	329,200	4,762,800	396,900	5,160,000	430,000	6,243,600	520,300
70	3,962,400	330,200	4,773,600	397,800	5,172,000	431,000	6,252,000	521,000

職務 の級	2 級		3 級		4 級		5 級	
	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額
71	3,973,200	331,100	4,783,200	398,600	5,181,600	431,800	6,260,400	521,700
72	3,986,400	332,200	4,792,800	399,400	5,193,600	432,800	6,266,400	522,200
73	3,990,000	332,500	4,801,200	400,100	5,205,600	433,800	6,274,800	522,900
74	4,002,000	333,500	4,812,000	401,000	5,216,400	434,700	6,280,800	523,400
75	4,012,800	334,400	4,821,600	401,800	5,226,000	435,500	6,290,400	524,200
76	4,024,800	335,400	4,831,200	402,600	5,238,000	436,500	6,296,400	524,700
77	4,036,800	336,400	4,839,600	403,300	5,247,600	437,300	6,302,400	525,200
78	4,048,800	337,400	4,844,400	403,700	5,253,600	437,800	6,309,600	525,800
79	4,058,400	338,200	4,849,200	404,100	5,262,000	438,500	6,316,800	526,400
80	4,069,200	339,100	4,854,000	404,500	5,268,000	439,000	6,324,000	527,000
81	4,081,200	340,100	4,857,600	404,800	5,277,600	439,800	6,331,200	527,600
82	4,093,200	341,100	4,862,400	405,200	5,286,000	440,500		
83	4,104,000	342,000	4,866,000	405,500	5,289,600	440,800		
84	4,116,000	343,000	4,870,800	405,900	5,296,800	441,400		
85	4,123,200	343,600	4,874,400	406,200	5,301,600	441,800		
86	4,130,400	344,200	4,879,200	406,600	5,306,400	442,200		
87	4,137,600	344,800	4,884,000	407,000	5,311,200	442,600		
88	4,143,600	345,300	4,888,800	407,400	5,313,600	442,800		
89	4,150,800	345,900	4,891,200	407,600	5,317,200	443,100		
90	4,155,600	346,300	4,896,000	408,000	5,322,000	443,500		
91	4,160,400	346,700	4,900,800	408,400	5,326,800	443,900		
92	4,166,400	347,200	4,904,400	408,700	5,330,400	444,200		
93	4,172,400	347,700	4,908,000	409,000	5,334,000	444,500		
94	4,177,200	348,100	4,912,800	409,400	5,338,800	444,900		
95	4,183,200	348,600	4,916,400	409,700	5,342,400	445,200		
96	4,189,200	349,100	4,920,000	410,000	5,346,000	445,500		
97	4,195,200	349,600	4,923,600	410,300	5,349,600	445,800		
98	4,201,200	350,100	4,928,400	410,700	5,354,400	446,200		
99	4,206,000	350,500	4,932,000	411,000	5,358,000	446,500		
100	4,212,000	351,000	4,935,600	411,300	5,360,400	446,700		
101	4,216,800	351,400	4,938,000	411,500	5,364,000	447,000		
102	4,222,800	351,900	4,942,800	411,900				
103	4,226,400	352,200	4,946,400	412,200				
104	4,232,400	352,700	4,950,000	412,500				
105	4,237,200	353,100	4,953,600	412,800				
106	4,242,000	353,500	4,958,400	413,200				



職務 の級	2 級		3 級		4 級		5 級	
	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額
107	4,248,000	354,000	4,962,000	413,500				
108	4,254,000	354,500	4,965,600	413,800				
109	4,258,800	354,900	4,969,200	414,100				
110	4,264,800	355,400	4,972,800	414,400				
111	4,270,800	355,900	4,976,400	414,700				
112	4,275,600	356,300	4,980,000	415,000				
113	4,280,400	356,700	4,983,600	415,300				
114	4,284,000	357,000	4,986,000	415,500				
115	4,290,000	357,500	4,989,600	415,800				
116	4,294,800	357,900	4,993,200	416,100				
117	4,299,600	358,300	4,995,600	416,300				
118	4,304,400	358,700						
119	4,310,400	359,200						
120	4,315,200	359,600						
121	4,318,800	359,900						
122	4,323,600	360,300						
123	4,329,600	360,800						
124	4,332,000	361,000						
125	4,336,800	361,400						
126	4,342,800	361,900						
127	4,348,800	362,400						
128	4,353,600	362,800						
129	4,358,400	363,200						
130	4,364,400	363,700						
131	4,370,400	364,200						
132	4,376,400	364,700						
133	4,381,200	365,100						
134	4,387,200	365,600						
135	4,393,200	366,100						
136	4,399,200	366,600						
137	4,405,200	367,100						
138	4,411,200	367,600						
139	4,417,200	368,100						
140	4,423,200	368,600						
141	4,428,000	369,000						

備考 この表は、年俸制(Ⅱ)の適用を受ける教授、准教授、講師及び助教に適用する。